⑷　ファイルに対する利用制限
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、端末機の操作者ごとに利用可能なファイルを設定する等、ファイルの利用を制限する方法を定めること。
⑸　操作履歴の記録等
　振替機関及び口座管理機関は、振替機関システム又は口座管理機関システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を遵守していることを監査する等、その利用の正当性について確認すること。
⑹　強制的に終了する機能
　振替機関及び口座管理機関は、端末機には、複数回のアクセスの失敗に対して、一時的に使用制限がかかるなど強制的にアクセス操作を終了する機能を設けること。
5　振替機関システム及び口座管理機関システムの管理
⑴　秘密鍵の厳重な管理
　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムにおいて、通信相手相互の認証及び送受信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
⑵　他のソフトウェアの作動の制限
　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関サーバ又は口座管理機関サーバで振替機関システム又は口座管理機関システムの管理及び運用保守並びに各機関の資料情報等の相互データ提供の管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずること。
⑶　記録の消去
　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関サーバ又は口座管理機関サーバを使用しなくなった場合には、必要な期間経過後、当該機器に係る記憶媒体からファイル及びドキュメントを復元できない形で消去すること。
6　可搬記憶媒体の管理
⑴　持出し及び返却の確認等
ア　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。
イ　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。
⑵　不正プログラムの混入防止
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。
7　構成機器及び関連設備等の管理
⑴　管理方法の明確化
ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器、関連設備等の管理方法を明確にすること。
イ　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を、必要に応じて関係職員に周知し、管理しているハードウェア、ソフトウェア又は可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。
⑵　保守の実施
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器及び関連設備の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。
⑶　稼働状況の監視
　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関サーバ、口座管理機関サーバ及び電気通信関係機器の稼働状況をそれぞれの機器を管理する範囲において監視し、必要に応じ対策を実施すること。
⑷　不正プログラムの混入防止等
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、振替機関システム又は口座管理機関システムを運用保守又は利用する職員に周知すること。
8　データ、プログラム、ドキュメント等の管理
⑴　データ等の取扱い及び管理
ア　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、データ、プログラム及びドキュメントの使用、保管、複写、受渡し、消去及び廃棄について、その取扱い及び管理の方法を定めること。
イ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムに係る処理においては、特定個人情報を国内において取り扱うこと。
ウ　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、プログラムの改ざん、消去等を防止するために、プログラムの登録及び抹消は、責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。
エ　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、紙媒体に出力されたドキュメントを廃棄する場合には、裁断、溶解その他の当該ドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。
⑵　帳票の管理
ア　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、帳票の受渡し及び廃棄の方法を定めること。
イ　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、事務室の出力装置から出力する場合のデータの漏えいを防止するため、必要な措置を講ずること。
9　障害時等の対応
⑴　障害の早期発見
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの障害箇所の発見や性能の低下を検知するため、必要な措置を講ずること。
⑵　早期回復のための代替機能等の整備
ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要なファイルについて、他の記憶媒体に複製することとし、必要に応じ、複製された記憶媒体を当該ファイルを記録した記憶媒体とは別に保管すること。また、振替機関システム又は口座管理機関システムの重要な構成機器及び関連設備について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。
イ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに振替機関システム又は口座管理機関システムを回復できるよう必要な措置を講ずること。
ウ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、あらかじめ定められた作業手順に従って振替機関システム又は口座管理機関システムが確実に回復することを、試験により確認すること。
⑶　不正アクセスの早期発見
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。
⑷　不正アクセスが判明した場合の対応
　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、不正アクセスが判明した場合、振替機関、口座管理機関及び発行者等の間で連絡調整を行い、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。